

# 建築物の省エネ性能表示のガイドラインについて

～建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(H28年国土交通省告示第489号)～

## 国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室

### ガイドラインの背景・概要

#### 背景

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)が平成27年7月に公布
- 法第7条において、販売・賃貸事業者に対する建築物の省エネ性能の表示の努力義務を措置(平成28年4月施行)

・住宅事業建築主その他の建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、建築物エネルギー消費性能(省エネ性能)を表示するよう努めなければならない。【法第7条】

具体的な表示事項  
・表示方法等

※住宅・建築物の省エネラベリング制度検討委員会  
(委員長:田辺新一早稲田大学教授)における検討

### 建築物の省エネ性能表示のガイドラインの策定・公表

(平成28年3月11日公布、平成28年4月1日施行)

正式名称:建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)

#### 概要・構成

住宅事業建築主その他の建築物の販売・賃貸事業者は、法第7条に基づき、次に定めるところにより、その販売又は賃貸を行う建築物について、建築物エネルギー消費性能(省エネ性能)を表示するよう努めるものとする。

1. 遵守事項 …… 「第三者認証か自己評価の別」、「設計値の基準値からの削減率(25%削減等)」等を表示する 等
2. 推奨事項 …… 一次エネルギー消費量を表示する、購入者・賃借者に対し省エネ性能に関する表示内容を説明する 等

# 1. 遵守事項

(1)の表示事項について、(2)の表示方法により、(3)に留意して、表示するよう努めるものとする。

※ただし、法第36条の基準適合認定表示(eマーク)を付する場合は、本ガイドラインにより表示をしたものとする

## (1) 表示事項

- ① 建築物の名称 (戸建て住宅の場合は省略可)      ② 評価年月日
- ③ 第三者認証\*又は自己評価の別 \*所管行政庁又は登録省エネ判定機関等が行った省エネ性能認証      ④ 第三者認証機関名称
- ⑤ 設計一次エネルギー消費量(設計値)の基準一次エネルギー消費量(基準値)からの削減率  $\frac{(\text{基準値}-\text{設計値})}{\text{基準値}} \times 100$
- ⑥ 基準値、誘導基準値及び設計値の関係図
- ⑦ 一次エネルギー消費量基準の適合可否      ⑧ 外皮基準の適合可否
- ⑨ 建築物の一部(テナント、住戸等)で評価した場合はその旨      ⑩ 第三者認証の場合は第三者認証マーク

※⑤～⑦の一次エネルギー消費量は、基準省令等の計算方法等により計算(家電・OA等は除く)。⑦⑧は、住宅の仕様基準への適合も含む。

## (2) 表示方法

- ①別表(1)のラベルにより表示すること。(字の色やデザインに応じてラベルの色、文字の配置及び大きさ等を変更可能)
- ②建築物本体への貼付・刻印、広告、宣伝用物品、売買・賃貸借契約書類、電磁的記録等に表示し、見やすい箇所に表示すること等
- ③ラベルを付することができる範囲が著しく制約されるときは、(1)②③⑤を除き、(1)の事項の一部を省略可能

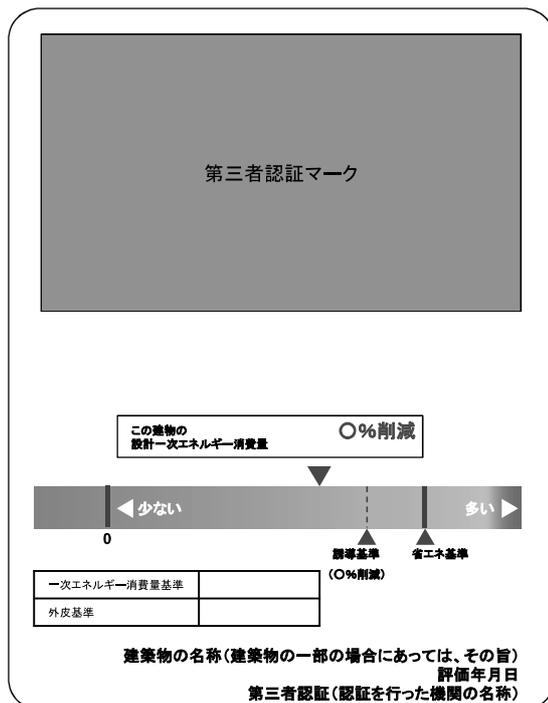
## (3) その他事項

- ・外皮性能を表示する場合は、非住宅はBPI(PAL\*)、住宅はUa値(外皮平均熱貫流率)又はηa値(冷房期の平均日射熱取得率)を表示すること (基準省令の計算方法等により計算)

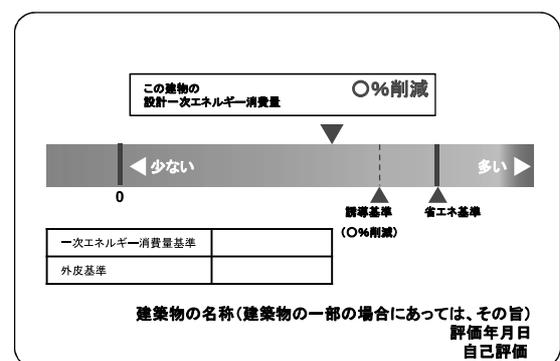
※基準省令: 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号) 2

## 別表1 (1. 遵守事項に基づくラベル表示)

### ① 第三者認証の場合



### ② 自己評価の場合



#### <ポイント>

- ・非住宅と住宅でデザインを統一
- ・第三者認証も自己評価も共通部分はデザイン統一

#### <解説>

- ・一次エネルギー消費量基準及び外皮基準の欄は、適合する場合は「適合」、適合しない場合は「-」と表示。
- ・削減率については、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を上回る場合は、○%増加と表示。